

利益の増進を図ること等を目的とする」ととしております。

また、基本理念として、食品に関する表示の適正の確保のための施策は、消費者基本法に規定する消費者施策の一環として、消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援を基本とするとともに、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮しなければならないこととしております。

第二に、内閣総理大臣は、食品を販売する際に表示すべき事項と、それを表示する際に遵守すべき事項を内容とする食品表示基準を定めなければならぬこととしております。また、食品関連事業者等は、食品表示基準を遵守し、必要な表示をしなければならないこととしております。

なお、栄養表示については、現在は任意表示とならないこととしております。また、食品関連事業者等は、食品表示基準を遵守し、必要な表示を可能な枠組みとしております。

第三に、内閣総理大臣等は、食品表示基準に定められた表示事項が表示されていない食品を販売し、または遵守事項を遵守しない食品関連事業者に対し、食品表示基準を遵守すべき旨の指示をし、さらに、指示に従わない者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずることができることとしております。

第四に、内閣総理大臣等は、本法の施行に必要な限度において、食品関連事業者等に対し、立入検査、報告徴収、書類等の提出要求、収去等を行なうことができるとしております。

第五に、食品に関する表示の適正化を図るために、適格消費者団体による差し止め請求制度及び内閣総理大臣等に対する申し出制度を設けることしております。

官報(号外)

以上、食品表示法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

質疑

○議長(伊吹文明君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告がありますので、順次これを許します。郡和子君。

〔郡和子君登壇〕

○郡和子君 民主党政の郡和子でございます。

ただいま議題となりました食品表示法案についてまして、民主党・無所属クラブを代表して質問をいたします。(拍手)

まず、冒頭でございますが、日本維新の会の橋下共同代表が、旧日本軍の従軍慰安婦制度は必要だつたと発言をしたことに対し、言葉にできない

ほど憤りを覚えました。公党の代表である方の発言とは思えません。全ての女性を冒瀆する、人権を踏みにじるものだと、強く抗議をさせていた

だきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

本法案は、民主党政権下において検討し、法制化に向けて準備をしてきたものです。

食品表示は、これまで、食品衛生法、JAS法、健康増進法など複数の法律にまたがり、それ

ぞの法律の背景や目的によって規定が分かれてしまうことができるとしておりま

して、事業者や消費者から見ても大変わかりにく

い制度であります。

今国会で提出に至ったことは、消費者の立場に立つ民主党として歓迎するものであり、国会において消費者の目線に立った十分な審議の上で成

立されることを望みますが、本法案の検討経過を踏まえた意義と、審議に臨む基本姿勢について、森担当大臣の御所見を伺います。

本法案第三条の基本理念の第一項に、「消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならぬ」と規定されました。

これまで、食品表示は、衛生上の危害発生防止、品質に関する適正な表示、国民の健康増進を中心とした目的とし、消費者の権利という視点は欠落していました。消費者の権利の尊重と自立を支援することを基本として食品表示を制度化することには、大変望ましいと考えています。

そこで、森大臣に確認をいたします。

本法案において、消費者の権利の尊重と自立を支援するとはどういうことか、特に、権利の尊重とはどういうことなのか、お答えください。

他方、同条第二項は、「食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜなければならない」とし、事業者に及ぼす影響等への配慮規定が盛り込まれました。

消費者の権利の尊重と自立を支援することを前提に置き、次項に事業者への配慮規定を併記した理由を、消費者及び食品安全担当である森大臣に伺います。

本法案は、我が国における食品の表示制度が複

数の法律にまたがり、消費者、事業者双方にとつてわかりづらく、改善が求められてきたことなどをから、消費者庁の設置に伴つて、食品表示に関する一元的な法整備に向けた検討が行われ、今回、提出に至つたものです。

しかし、本法案における「一元化は、食品衛生法、JAS法、健康増進法の三法の食品表示に係る部分の一体化にとどまつており、執行体制は從前ままでです。

にもかかわらず、本法案では、酒類が、食品表示法の対象食品に新たに加えられています。

この酒類を食品表示法の食品とすることについて、消費者庁は、地方機関を持っていない消費者

府に移管することによって、現在全国津々浦々の地方機関を持つている国税庁が執行しているよ

りて、執行が弱体化してしまおうおそれはかなりあると、否定的な説明をしておりました。

しかるに、本法案で酒類を対象に加えることになつたのはいかなる経緯だったのか、明らかにしていただきたい。

また、このように消費者庁みずからが認めるよう、地方支分部局等の地方出先機関を持たない

消費者庁は、食品の虚偽表示等の不適正な表示に対する指示、命令、立入検査等については、現状

では、農林水産省や都道府県、保健所等に頼ることにならざるを得ないと想います。

本法案制定後、消費者庁としてどのように執行体制を整備していくか、具体的な方策についてお示しをいただきたい。さらに、将来的には、

立入検査等の体制を含めて執行体制も「一元化すべき」と考えますが、二元化を検討してきた消費者

庁を所管する森大臣としてどのようにお考えか、御見解をお伺いします。

官 報 (号 外)

本法案で新たに義務化される食品表示の範囲は、現行制度において任意で表示されている栄養成分表示です。これは、既に各事業者の努力で表示が着実に進んでおり、今や、手にする加工食品等のほとんどに、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの五成分が表示され、行政の対応のおくれを事業者が自主努力で補つている状態です。

一方、消費者庁の食品表示一元化検討会報告書は、社会構造の変化による食の外部化の流れや、インターネットの普及等による新たな消費行動の定着などを踏まえた上で、新たな食品表示制度における適用範囲を検討することも必要と指摘し、新たな食品表示制度の適用範囲の拡大等を検討するよう提言しています。また、安全性についての消費者の関心の高まりなどに対応して、新たな観点から今後の検討事項に言及をしております。

具体的には、本法案成立後の検討に委ねられた課題として、消費者の関心の高い中食、外食やインターネット販売の取り扱い、遺伝子組み換え食品の表示、添加物表示の取り扱いと、加工食品の原料原産地表示の取り扱いがあります。

これらの検討課題について、具体的に、いつから、どのような方向性で検討され、いつまでに結論を得るのか、お答えください。

アレルギー物質に係る表示について、お尋ねをいたします。

食物アレルギーを有する子供たちが多く、家庭内だけでなく、学校では、給食による食育を進め
る教育現場においても神経を使っています。今後
検討するとされる項目の中でも、中食、外食におけるアレルギー物質の表示については、一刻も早

く実施に向けた環境整備を進めるべきだと考えます。国民の生命と健康を守る観点から、アレルギー表示について、どうお考えでしようか。また、この検討に当たっては、患者団体等当事者も含めて検討されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

す。特に、食育は重要であり、消費者教育の中に明確に位置づけられることが必要と考えます。この法案の基本理念にもある、消費者の自立を支援する観点からも、消費者の理解力を高めるための具体的な方策について、大臣の御所見をお尋ねいたします。

適格消費者団体の役割と支援について、次にお尋ねをいたします。

を行つてゐるといふのはござりますが、私は、国民の食品の安心、安全、そして食品の表示のところはしっかりと消費者に資する形になることを開内でも求めて全力を尽くしてまいりたいと御答弁されています。

また、食品表示基準については、消費者の安全を守り、消費者が自立して選択、判断していくため、消費者が最も関心を持つところです。

尋ねをいたします。
本法案において、適格消費者団体による差しと
め請求権の規定が設けられたこと、これは大変高く
く評価をいたします。消費者行政においては、適
格消費者団体の担う役割は大きく、欠かせないも
のと考えます。

者に資する形になることとは、具体的に、何を閣内でどういう形で求められるのでしょうか。具体的に、明確にお答えください。

意見を聞き、内閣府令で定めることとなっていま
す。しかし、本法案の理念に鑑みて、まず、消費者
者が求める項目について、その声を聞くことが大
切であると考えます。

本法案に適格消費者団体による差し止め請求権を規定した理由と、期待する役割について、お答えください。また、適格消費者団体への支援についてどう考えるのかもお尋ねをいたします。

我が国の食品表示制度について、諸外国と比較した際に不十分だととの指摘について、大臣の御自身お尋ねいたします。

消費者の声をどのように食品表示基準策定に反映されていかれるのか、大臣のお考えを伺います。

次に TPPの交渉参加により 食の安全 安全安心に対する不安の声も聞かれ、関心が高まっています。消費者に対してどのように海外由来の食品安全確保にかかる情報を伝えるのかといった

最後に、本法案の運用に当たっては、消費者の権利と利益の確保を最優先とするのを強く求め、私の代表質問を終わりにいたします。（拍手）

などに係る食品表示の検討課題については、消費者の利益を守る観点から、事業者の理解と実行可能な形で検討する必要があります。僕らも同様

観点からも、食品表示の役割は大きいと考えています。

○国務大臣（森まさる君） 食品表示法の意義と、審議に臨む基本姿勢についてお尋ねがありまし。
い。

前回に西脇處士の必要がござりて、相談と同時に、事業者の理解が得られるように対話を重ねながら、自主的に表示の拡大を促すような取り組み

そこで、厚生労働省は目に付いたTPP交渉の中で、食品の安全、安心をどのように担保し、国民に情報を提供していくのか、交

現行の食品表示に関する制度は、食品衛生法、JAS法、健康増進法の、目的の異なる複数の法

も進めていくべきと考えますが、いかがでしよう

渉に臨む基本姿勢と方針をお示しください。

律により規定されているため、複雑でわかりにく

あわせて、消費者の理解を高めることも重要な
と考えます。

四月十一日に開かれた参議院消費者問題に関する特別委員会で、民主党の大河原雅子議員の、ＴＰＰ交渉参加、輸入食料に関する食の安全、安心に関する質問に対し、森担当大臣は、現在、我が

いものとなつており、本法案によつて、統一された目的に基づく、整合性のとれたわかりやすい表示制度となることは、消費者、事業者双方にとってメリットがあるものと考えておきます。

のもとに消費者教育が順次進められるとと思いま

国は安倍総理がTPP交渉への参加に向けた調整

私としては、本法案の意義を十分御理解いただ

平成二十五年五月十四日 行政文書
衆議院会議録第十一号 食品表示法案の趣旨説明に対する郡和子君の質疑

けるよう、誠心誠意答弁させていただく所存です
ので、御審議のほど、何とぞよろしくお願ひを申
し上げます。

食品表示法案における消費者の権利の尊重及び
自立の支援についてお尋ねがありました。

本法案において、基本理念に消費者の権利の尊
重と自立の支援を明記した趣旨は、食品表示制度
が、基本的に、消費者が、必要な情報に基づき、
みずから安全を確保して合理的に選択できるよう
にするものであるという考え方を明確にすること
でございます。

基本理念に事業者の配慮規定を併記した理由に
ついてお尋ねがありました。

小規模の食品関連事業者は、大規模の事業者に
比べて、表示基準の遵守コストに係る負担が過重
になる傾向があるため、その活動に及ぼす影響に
ついて配慮すること、また、表示内容によつては
特定の事業者に不當に有利なものとなる可能性が
あり、そのような事態を避けるため、食品関連事
業者間の公正な競争の確保にも配慮すること、こ
のことにより、より公正な食品の表示の一元化が
図れていくことになると考えております。

消費者と事業者は消費生活における車の両輪と
いうべきものであり、消費者の権利の尊重とあわ
せて本規定を設けることにより、消費者の自主的
かつ合理的な食品選択のための食品表示の実現に
資するものと考えております。

食品表示法案において、酒類を対象に加えるこ
とについてのお尋ねがありました。

酒類については、現行の食品衛生法及び健康増
進法に基づく表示基準制度の対象とされているこ
とから、両法とJAS法を一元化する食品表示法

案においても対象としたところでござります。

また、取り締まりの実効性を確保する観点か
ら、酒類の不適正表示に対しては、内閣総理大臣
とともに、財務大臣も指示を行うことができるよ
う措置したところです。

食品表示法における執行体制の整備と将来の執
行体制の一元化についてお尋ねがありました。

本法案に係る執行事務としては、表示基準の遵
守状況の監視や違反に対する是正措置等があると
ころ、消費者庁における執行体制の整備について
は、現行制度における執行実績等も踏まえつつ、
必要に応じ検討してまいります。

また、消費者庁は地方組織を有していないた
め、引き続き、地方出先機関を有する行政機関や
都道府県、保健所と連携し、効果的、効率的な執
行に努めてまいります。

いずれにせよ、執行体制については、取り締ま
りの実効性の維持強化を図つていくことが重要で
あり、こうした観点から、必要に応じ、あり方を
検討してまいります。

食品表示一元化検討会報告書で今後
とされた事項についてお尋ねがありました。

食品表示法案が成立し、施行するに当たつて
は、まず、現行の三法に基づく表示基準を統合し
た、新たな食品表示基準を作成する必要がありま
す。

食品表示法案についてお尋ねがありました。

食品表示基準の策定に当たつては、消費者委員
会の意見も聞きつつ、また、消費者の方々、有識
者の方々など、さまざまな立場の方の意見を広く
伺いながら、消費者にとって必要な情報が的確に
伝えられる、わかりやすい表示制度の実現に努め
てまいります。

事業者との対話を重ねながら自主的な表示の拡
大を促す取り組みを進めることについてのお尋ね
がありました。

表示基準の検討を行うに当たつては、消費者の
意見を聞くとともに、基準の実行可能性を担保す
る観点からも、義務の対象となる事業者にその過
程に参画していくいただくことが重要と考えます。ま
た、検討過程においては、表示の義務づけの検討
と同時に、可能なものから事業者の自主的な取り
組みを促し、先行的に行つていただくことも一つ

その方向性を含めて検討を行つてまいります。

中食、外食におけるアレルギー表示の考え方につ
いてお尋ねがありました。

現在、中食や外食に対してはアレルギー表示の
義務はありませんが、アレルギー物質含有の
有無を正確に把握した上で表示を行うことが不可
欠です。

中食や外食へのアレルギー表示については、食
品表示一元化検討会の報告書において、専門的な
検討の場を別途設けて検討を行うことが適當と判
断されたところであります。御指摘の患者団体等当事
者も含めて、今後、しっかりと検討してまいります。

食品表示基準の策定への消費者の声の反映につ
いてお尋ねがありました。

食品表示基準の策定に当たつては、消費者委員
会の意見も聞きつつ、また、消費者の方々、有識
者の方々など、さまざまな立場の方の意見を広く
伺いながら、消費者にとって必要な情報が的確に
伝えられる、わかりやすい表示制度の実現に努め
てまいります。

適格消費者団体における差しとめ請求権につ
いてお尋ねがありました。

食品に係る偽装表示については、個々の消費者
が個人では表示の改善を求めることが困難であ
るため、適格消費者団体に差しとめ請求権を与
え、同種の被害の拡大防止を図ることは重要な
ことと考えております。

本差しとめ請求制度を設けることにより、行政
機関による監視とあわせて、表示違反行為を排除
する仕組みを複線化し、表示違反行為の効率的な
抑止を図ることが期待されるところでございま
す。

適格消費者団体の支援については、消費者庁と
しては、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の
周知、普及、認定NPO法人制度の活用促進、国
民生活センター等による消費生活相談に関する情
報の提供などの支援策を実施してまいりました。

の考え方であると思います。

いずれにせよ、消費者及び事業者の意見をしつ
かりと伺いつつ、検討を進めてまいります。

消費者の理解力を高めるための方策についての
お尋ねがございました。

今後も、広く関係者から御意見を伺いつつ、適格消費者団体に対する必要な支援について、引き続き検討を行つてまいりたいと考えております。

四月十一日の参議院消費者問題に関する特別委員会における大河原議員の質問に対する私の答弁についてのお尋ねがありました。

TPP交渉の成果が、食品安全、安全、食品の表示について、消費者の安全や合理的な選択の機会の確保等の消費者の権利を実現するものとなるよう、厚生労働大臣、農林水産大臣を中心とする関係閣僚とは、既に、個別に意見交換を行つております。今後も、あらゆる機会を捉えて、全閣僚に働きかけてまいりたいと考えております。

我が国の食品表示制度について、諸外国と比較した際に不十分だとの指摘に対する見解についてお尋ねがありました。

食品添加物も含め、我が国の食品表示制度は、食品を摂取する際の安全性及び自主性かつ合理的な食品選択の確保のために必要な情報を伝えていくことを基本としながら、表示すべき事項が多くなることでかえつて消費者に必要な情報が伝わりづらくなる面があることや、事業者の負担も考慮したものとなっています。

消費者庁としては、各の制度も参考としつつ、関係者の意見を聞きつつ、よりよい食品表示制度の推進に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇)

○国務大臣(田村憲久君) 郡議員からは、TPPと食品安全についてのお尋ねをいたしました。

これまで得られた情報では、TPP協定交渉において、個別の食品安全基準の緩和の議論はされていないと承知をいたしております。

TPP交渉の成果が、食品安全、安全、食品の表示について、消費者の安全や合理的な選択の機会の確保等の消費者の権利を実現するものとなるよう、厚生労働大臣、農林水産大臣を中心とする関係閣僚とは、既に、個別に意見交換を行つております。今後も、あらゆる機会を捉えて、全閣僚に働きかけてまいりたいと考えております。

我が国の食品表示制度について、諸外国と比較した際に不十分だとの指摘に対する見解についてお尋ねがありました。

食品添加物も含め、我が国の食品表示制度は、食品を摂取する際の安全性及び自主性かつ合理的な食品選択の確保のために必要な情報を伝えていくことを基本としながら、表示すべき事項が多くなることでかえつて消費者に必要な情報が伝わりづらくなる面があることや、事業者の負担も考慮したものとなっています。

近年、日本では、食物アレルギーを持つ方の数が著しく増加し、乳幼児の5%から10%が食物アレルギーを持つとも言われています。

かく言う我が家も、息子が生まれつき小麦、卵、乳製品の強いアレルギー体質であり、赤ん坊のころ、初めてパンを口にしたとき、顔がぱんぱんに膨れ上がり、急いで病院に運び込んで点滴を受け、一命を取りとめたことがあります。

そんな息子に、私は、小麦粉のかわりに米粉、牛乳のかわりに豆乳、卵のかわりにサラダオイルを使って、チョコレート・ラウニーケーキをつくることを趣味としておりました。

さて、我が国には、アレルギー体質の子供を持った親が大勢います。どの親も、毎日の給食の成分表を注意深く見て、学校の先生にもよくよくお願ひをして、不安な日々を過ごしているはずです。

TPP交渉に当たっては、食の安全が損なわれることのないよう、国際基準や科学的知見を踏まえつつ、適切に対応してまいりたいと思います。

また、国民への情報提供については、関係省庁と連携し、公開ができることは、国民の皆様方に提供してまいりたいというふうに存じます。

(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、重徳和彦君。

(重徳和彦君登壇)

○重徳和彦君 日本維新の会の重徳和彦です。

食品表示法案に関連し、日本維新の会を代表して、政府のお考えを何点か伺います。(拍手)

まず初めに、食品表示の重要性について、近年増加傾向にある食物アレルギーの観点から、伺つていただきたいと思います。

近年、日本では、食物アレルギーを持つ方の数が著しく増加し、乳幼児の5%から10%が食物アレルギーを持つとも言われています。

かく言う我が家も、息子が生まれつき小麦、卵、乳製品の強いアレルギー体質であり、赤ん坊のころ、初めてパンを口にしたとき、顔がぱんぱんに膨れ上がり、急いで病院に運び込んで点滴を受け、一命を取りとめたことがあります。

そこで、今後の検討課題とされている、外食へのアレルギー表示の義務づけは、家族で安心して外食を楽しむことのできる環境をつくり出すことができ、経済活性化につながるだけではなく、事業者に食物アレルギー問題への意識を高めていただき、消費者とのトラブルを回避することにつながると考えます。

そこで、今後の検討課題とされている、外食へのアレルギー表示の義務づけによつて期待される効果と、現状における課題を、森消費者担当大臣にお伺いをいたします。

次に、甘味料のアレルギー表示についてお伺いします。

この原因としては、私たちを取り巻く衛生環境、食生活や生活環境の変化など諸説あります。アトピー性皮膚炎など、症状の内容や程度の差こそあれ、近年、多くの国民の皆さんのがアレルギーに悩まされています。

これは、国立病院機構相模原病院の医師や栄養士などのグループが、昨年十月、食物アレルギーの患者を診療している全国の医師などに調査をしたもので、加工食品などに使われている甘味料が原因と見られる食物アレルギーの患者が三十人余り報告されていたとのことです。

エリスリトール、キシリトール、ステビアなどの甘味料は、現行制度では表示義務はなく、含まれる量が少ない場合、原材料としての表示を省略することもできるそうです。

調査を行つた医師は、テレビニュースのインタビューの中でこう述べられています。甘味料がアレルギーの原因になることは余り知られておらず、見逃されているケースも多いと見られる、ダイエットのための低カロリー食品がふえているので注意が必要で、今後は表示についても検討すべきだと。

この調査結果は消費者庁にも報告されていることですが、消費者庁として、どう受けとめ、どう対応していかれるのか、森大臣に見解をお伺いいたします。

ところで、アレルギーに関する表示義務づけは必要なことではありますが、あくまでも対症療法であつて、この問題の根本解決にはなりません。食物アレルギーに限らず、花粉症、ぜんそく、アトピー性皮膚炎など、症状の内容や程度の差こそあれ、近年、多くの国民の皆さんのがアレルギーに悩まされています。

この原因としては、私たちを取り巻く衛生環境、食生活や生活環境の変化など諸説あります。アトピー性皮膚炎など、症状の内容や程度の差こそあれ、近年、多くの国民の皆さんのがアレルギーに悩まされています。

この原因としては、私たちを取り巻く衛生環境、食生活や生活環境の変化など諸説あります。アトピー性皮膚炎など、症状の内容や程度の差こそあれ、近年、多くの国民の皆さんのがアレルギーに悩まされています。

な賦課及び徵収の実現、これに加えまして、酒類の健全な発達が掲げられております。

この酒類業の健全な発達という国税庁の任務につきましては、酒類が実は高率の酒税を負担しておるいわゆる財政物資であり、酒類業の発達が酒税の保全と関連性を非常に高く有するというふうなことから、酒類業を産業として所管しておるところがございます。

また、日本酒の振興のための取り組み等についてのお尋ねもございました。

それぞれ消費の方で御努力はいただいておるわけであります。いかんせん、国民のライフスタイルの多様化などによって、近年、日本酒の消費量及び清酒の製造業者の数が減少傾向になつております。中小企業が大多数を占める清酒の製造業者の経営を取り巻く環境は、非常に厳しいといふうなものでございます。

国税庁としましても、経営の革新のための取り組みの紹介あるいは経営革新計画等の作成支援等を通じまして、酒類業界の活性化のほか、酒類に含まれる、これは三・一一以降でございますが、放射性物質の分析等によりまして、酒類の品質、安全性の確保、醸造技術の研究開発などに取り組んでおります。

また、酒米についてもお話をございました。

これも、より安定的な確保がなされるように、農林水産省ともしつかりと連携をして、酒類業者に対するより一層の情報提供に取り組む等の対応をしてまいりたいと考えております。

さらに、関係府省とも連携をして、日本酒を初めとする日本産酒類の輸出環境の整備も図つております。引き続き、酒類業の健全な発達に総合的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

三点目に、権限の委任等についての御質問がございました。

これは、食品表示法案における酒類に関する事務は、国税である酒税の保全及び酒類業の発達等に関する事務の一環でありますことから、国が行つべきものであり、そして、国税庁が行うというふうなことにしております。

したがいまして、食品表示法案におきましては、酒類に関する財務大臣の権限は、国税局長官を通じて国税庁の地方支分部局の長に委任をすることができるというふうなことにしておりまして、ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもつて食品表示法案に対する質疑は終了いたしました。

○議長の報告 (法律公布奏上及び通知)

一、去る十日、次の法律の公布を奏上し、その旨を参議院に通知した。

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ことができるというふうなことにしておりまして、都道府県知事等への権限の委任はなじまないで、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

一、去る十日、橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛て、参議院は裁判官彈劾裁判所裁判員藤田幸久君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

一、去る十日、文部科学委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 永岡 桂子君(理事馳浩君去る十日理事辞任につきその補欠)

前川 清成君

厚生労働委員 小此木八郎君

小倉 展宏君

中山 展宏君

村井 英樹君

村岡 敏英君

宮沢 隆仁君

小倉 將信君

田中 錦之君

前川 清成君

厚生労働大臣 田村 憲久君

環境大臣 石原 伸晃君

国務大臣 森 まさこ君

内閣府副大臣 伊達 忠一君

財務副大臣 山口 俊一君

法務委員 辞任

門 博文君

清水 誠一君

神山 守君

福山 厚君

林田 彪君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

法務委員 補欠

門 博文君

清水 誠一君

神山 守君

福山 厚君

林田 彪君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

法務委員 補欠

門 博文君

清水 誠一君

神山 守君

福山 厚君

林田 彪君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

法務委員 補欠

門 博文君

清水 誠一君

神山 守君

福山 厚君

林田 彪君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

法務委員 補欠

門 博文君

清水 誠一君

神山 守君

福山 厚君

林田 彪君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

清水 誠一君

林田 彪君

野中 厚君

福山 守君

濱地 雅一君

大口 善徳君

議院運営委員

辞任

補欠

田野瀬太道君
玉木雄一郎君
佐藤 勉君
寺島 義幸君
寺島 義幸君
田野瀬太道君
玉木雄一郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任

補欠

近藤 洋介君
三日月大造君
上野ひろし君
宮沢 隆仁君
樋口 尚也君
小宮山泰子君
奥野総一郎君
津村 啓介君
今村 洋史君
杉田 水脈君
伊佐 進一君
畑 浩治君
近藤 洋介君
三日月大造君
上野ひろし君
宮沢 隆仁君
樋口 尚也君
小宮山泰子君
(議案受領)

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
民法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第五三号) 厚生労働委員会 付託

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

農林水産委員会 付託

(議案通知)

一、去る十日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

主要農産物に対する農業対策に関する質問主意書(長妻昭君提出)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

題名を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条→第八条)

第二章 フロン類の使用の合理化に係る措置

第一節 フロン類の製造業者等が講すべき措置(第九条→第十二条)

第二節 指定製品の製造業者等が講すべき措置(第十二条→第十五条)

第三章 特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置

第一節 第一種特定製品の管理者が講すべき措置(第十六条→第二十六条)

第二節 第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収(第二十七条→第四十九条)

第三節 第一種特定製品から回収されるフロン類の再生(第五十条→第六十二条)

第四節 フロン類の破壊(第六十三条→第七十三条)

第五節 費用負担(第七十四条・第七十五条)

第六節 情報処理センター(第七十六条→第八十五条)

第五章 罰則(第一百三条→第一百九条)

附則

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者」を「フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びに特定製品の管理者」に改め、「ともに」の下に「フロン類の使用の合理化及び」を加え、「使用されている」を「使用される」と、「回収及び破壊の実施を確保する」を「管理の適正化」に改める。

第二条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「充てんされている」を「充填されている」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「フロン類使用製品」とは、フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品をいい、「指定製品」とは、フロン類使用製品のうち、特定製品(我が国において大量に使用され、かつ冷媒として相当量のフロン類が充填されているものに限る)その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであつて、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

第二条に次の七項を加える。

6 この法律においてフロン類について「使用の合理化」とは、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温

暖化に深刻な影響をもたらさないもの(以下「フロン類代替物質」という)の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいう。	7 この法律においてフロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品について「製造業者等」とは、次に掲げる行為をいい、「製造業者等」とは、製造等を業として行う者をいう。	9 この法律において特定製品に使用されるフロン類について「管理の適正化」とは、特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいう。
8 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。)	10 この法律において第一種フロン類充填回収業とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種フロン類充填回収業を行うことについて第二十七条第一項の登録を受けた者をいう。	11 この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生(ろ過、蒸留その他の方法による)を他の者に対する行為を除く。
9 フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。)	12 この法律において「第一種フロン類再生業」を「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること(以下「廃棄等」という)。	12 この法律において「フロン類破壊業」とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の定製品に冷媒として充填されることをいい、「フロン類破壊業者」とは、フロン類破壊業を行うことにつ
10 この法律において第一種フロン類充填回収業とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充填回収業者」とは、第一種フロン類充填回収業を行うことについて第二十七条第一項の登録を受けた者をいう。	11 この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生(ろ過、蒸留その他の方法による)を他の者に対する行為を除く。	12 この法律において「第一種フロン類再生業」を「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること(以下「廃棄等」という)。
11 この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生(ろ過、蒸留その他の方法による)を他の者に対する行為を除く。	12 この法律において「第一種フロン類再生業」を「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること(以下「廃棄等」という)。	12 この法律において「フロン類破壊業」とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の定製品に冷媒として充填されることをいい、「フロン類破壊業者」とは、フロン類破壊業を行うことにつ

いて第六十三条第一項の許可を受けた者をいえ。

第三条第一項中「主務大臣は」の下に「フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることにより」を加え、「特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進その他特定製品の使用及び廃棄に際しての当該フロン類の使用の合理化のため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化のために講ずる施策に協力しなければならない。

第四条を削る。

第五条の見出しを「(製造業者等の責務)」に改め、同条中「又は特定製品の製造を行う事業者等」を「の製造業者等」に、「第三条第一項」を「前条第一項」に、「フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの」を「フロン類代替物質」に、「及びその物質を使用した製品の開発を行うように」を「その他のフロン類の使用の合理化のために講ずるよう」に、「特定製品に使用されるに、『が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように』を『の管理の適正化に』に、『からのフロン類の排出の抑制』を『に使用されるフロン類の管理の適正化』に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

指定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

第六条を第五条とし、同条の次に次の二項を加える。

(第一種フロン類充填回収業者等の責務)

第六条 第一種フロン類充填回収業者、第二種フロン類回収業者(使用済自動車再資源化法第二

ン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度(次条第一項及び次章第二節において「使用フロン類の環境影響度」という)の低減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化のために講ずる施策に協力しなければならない。

二、特定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化その他の特定製品からのフロン類の排出の抑制のため講ずる施策に協力しなければならない。

三、特定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

四、特定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

において準用する第十一條第三項の規定による命令、第十四条の規定による告示、第十五条

第一項に規定する勧告、同条第二項において準用する第十一條第二項の規定による公表、

第十五条第二項において準用する第十一條第

三項の規定による命令並びに第九十二条の規定による報告の徵収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条の規定による資料の提出の要求(第二章第二節の規定を施行するために行うものに限る。)に関する事項

当該指定製品の製造業者等が行う指定製

品の製造等の事業を所管する大臣

第五十二条を第九十九条とする。

第五十一条を第九十五条とする。

第五十条中「フロン類の回収及び破壊に関する技術的研究開発、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの」を「フロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術」に、「及び」を「及び」に改め、同条を第九十八条とす

る。

第四十九条第一項中「回収及び破壊を促進して」

を使用の合理化及び特定製品に使用されるフロ

ン類の管理の適正化を推進して」に、「かんがみ、

二十六条第二項に定める事項 環境大臣、経

済産業大臣及び事業所管大臣

第五十二条第二項ただし書中「第十九条の二第

一項及び第四十条の」を「次の各号に掲げる」に、

「環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の發

する命令」を「当該各号に定めるとおり」に改め、

同条に次の各号を加える。

一 第十一條第一項の主務省令 経済産業大臣

の発する命令

二 第十三條第一項の主務省令 当該指定製品

の製造等の事業を所管する大臣の発する命令

三 第十九条第一項及び第二項、第二十三條第

一項並びに第二十六条の主務省令 環境大

臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する

命令

四 第四十二条第一項及び第八十八条の主務省

令 環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令

る基準に違反していないかどうかを調査するよ

う主務大臣に求めることができる。

第四十七条を第九十五条とする。

第四十六条中「第二十二条第四項」を「第四十七

条第四項」に、「第三十四条第三項」を「第六十条第

三項及び第七十二条第三項」に、「回収」を「充填、

回収、再生」に改め、同条を第九十四条とする。

第四十五条中「又は」の下に「フロン類若しくは

指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理

者」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一

種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業

者」に改め、同条を第九十三条とする。

第四十四条第一項中「職員に」の下に「フロン

類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製

品の管理者」を加え、「第一種フロン類回収業者」

を「第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン

類の管理の適正化の推進」に改め、同条第二項

中「回収及び破壊」を「使用の合理化及び特定製品

に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、

同条を第九十七条とする。

第四十八条中「回収及び破壊」を「使用の合理化

及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正

化」に改め、同条を第九十六条とする。

第四十七条の見出し中「フロン類破壊業者」を

「第一種フロン類再生業者等」に改め、同条中「第

三十三条第三項」を「第六十九条第四項」に改め、

同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の

一項を加える。

第四十二条中「により」の下に「フロン類若し

くは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管

理者」を、「第一種特定製品整備者」の下に「情報

処理センター」を加え、「第一種フロン類回収業

者」を「第一種フロン類充填回収業者(その委託を

受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第一

項及び第九十三条において同じ。)、第一種フロン

製品の製造等の業務の状況又は特定製品に使用さ

れるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を第

九十二条とする。

第四十二条の見出し中「フロン類製造業者等」を

「フロン類等の製造業者等」に改め、同条中「フロ

ン類又は特定製品の製造等を行う事業者」を「フロ

ン類、指定製品又は特定製品の製造業者等」に、

「第五条」を「第四条」に改め、「フロン類に代替す

る物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、か

つ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの

の開発及びその物質を使用した製品の開発を行つ

よう努める」と要請するとともに」を削り、「

第四十九条及び第五十条」を「第九十七条及び第

九十八条」に、「及び特定製品」を「、指定製品及び

特定製品」に、「フロン類の回収及び破壊の促進」

を「特定製品に使用されるフロン類の管理の適正

化」に、「適正かつ確実な回収及び破壊」を「使用の

合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管

理の適正化」に改め、同条を第九十条とする。

第四十一条を第八十九条とする。

第四十条中「以下」を「第九十三条及び第一百条第

一項第一号において」に、「充てんされている」を

「充填されている」に改め、同条を第八十八条とする。

第四十二条中「により」の下に「フロン類若し

くは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管

理者」を、「第一種特定製品整備者」の下に「情報

処理センター」を加え、「第一種フロン類回収業

者」を「第一種フロン類充填回収業者(その委託を

受けてフロン類の運搬を行う者を含む。同項及び同条において同じ。)、第一種フロン

類再生業者がフロン類の再生その他のフロン類の取扱いに際し

て、専ら環境の保全を目的とする法令に違反し

た場合は、当該第一種フロン類再生業者が第五

項及び第六十九条の主務省令 環境大

臣の発する命令

十八條第一項に規定するフロン類の再生に関する

委託をする行為をいう。以下同じ。」を業として行う者」を「製造業者等」に、「充てんされている」を「充填されている」に改め、同条に次の一号を加える。

四 その他主務省令で定める事項

第三十九条を第八十七条とする。

第三十八条中「充てんされている」を「充填されている」に改め、同条を第八十六条とする。

第三十七条に見出しとして「第一種フロン類充填回収業者の費用請求等」を付し、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十八条の二第一項本文」を「第三十九条第一項本文」に、「第十九条」を「第四十一条」に改め、「フロン類破壊業者」の下に「又は第一種フロン類再生業者」を、「の破壊」の下に「又は再生」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条

第四項中「第十八条の二第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に、「発注者」を「発注をして第一種特定製品の管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定により料金を請求した場合において、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から、フロン類の回収等の費用に関する料金について説明を求められたときは、当該説明を求められた者に対し、フロン類の回収等の費用に関する料金その他主務省令で定める事項について説明しなければならない。

第三十七条を第七十四条とし、同条の次に次の二条、一節及び章名を加える。

(第一種フロン類再生業者の費用請求等)

第七十五条 第一種フロン類再生業者は、第五十八条第一項の規定によるフロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者に對し、適正な料金を請求することができる。

この場合において、第一種フロン類充填回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

2 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者は、第一種フロン類充填回収業者から、第四十六条第一項の規定によるフロン類の引渡しに際して第一種フロン類充填回収業者が支払わなければならぬ料金の提示を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。

三 第三十八条第二項(第四十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知並びに第三十八条第三項(第四十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による記録及び保存を行うこと。

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務)
第七十六条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

4 .主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第七十七条 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三十八条第一項及び第四十条第一項の規定による登録に係る事務(次号において「登録事務」という。)を電子情報処理組織により処理すること。

二 登録事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理し、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

3

三 第三十八条第二項(第四十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知並びに第三十八条第三項(第四十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による記録及び保存を行うこと。

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務規程)
第七十七条 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務(以下「情報処理業務」という。)を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の主務省令で定める事項について情報処理業務に関する規程(次項及び第八十五条第一項第三号において「業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

4 .主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第七十九条 情報処理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第八十条 情報処理センターは、主務大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務)

第八十二条 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿)

第八十三条 情報処理センターは、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 主務大臣は、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「当該の下に「充填の委託」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第二十条第二項」を「第三十七条第三項に規定するフロン類の充填に関する基準若しくは第四十四条第二項」に、「第二十一条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第一種フロン類回収業者が第二十条の二第一項」を「第一種フロン類充填回収業者が第四十五条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十九条の三」を「第四十三条に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の一項を加える。

都道府県知事は、第一種特定製品整備者又は

第一種フロン類充填回収業者が第三十七条第二

項若しくは第四項又は第三十九条第二項若しく

は第六項の規定を遵守していないと認めるとき

は、これらの者に対し、必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

2

都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業

者が第三十八条第一項又は第四十条第一項の規

定による登録をする場合において、これらの規

定を遵守していないと認めるときは、当該第一

種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を

講すべき旨の勧告をすることができる。

第二十四条を第四十九条とし、同条の次に次の二節及び節名を加える。

第三節 第一種特定製品から回収される

フロン類の再生

(第一種フロン類再生業者の許可)

第五十条 第一種フロン類再生業を行おうとする

者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一種フロン類充填回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する施設又は設備(以下「第一種フロン類再生施設等」という。)であつて主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 再生しようとするフロン類の種類

四 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力

五 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法

六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

第五十一条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産

手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ロ この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ハ 第五十五条の規定により許可を取り消され、その处分があつた日から二年を経過しない者がない者

二 第一種フロン類再生業者で法人であるものが第五十五条の規定により許可を取り消された場合において、その处分があつた日前三十日以内にその第一種フロン類再生業者の役員であった者でその处分があつた日から二年を経過しないもの

ホ 第五十五条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者ハ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(許可の更新)

第五十二条 第五十一条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

ヘ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(廃業等の届出)

第五十四条 第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

きは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(変更の許可等)

第五十三条 第一種フロン類再生業者は、第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第五十一条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第一種フロン類再生業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第五十条第二項第一号若しくは第一号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第五十四条 第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

二 同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

三 前項の場合において、許可の更新がされたと

五 フロン類の再生の業務を廃止した場合

一種フロン類再生業者であつた個人又は第一種フロン類再生業者であつた法人を代表する役員

六 フロン類の再生の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合 第一種フロン類再生業者である個人又は第一種フロン類再生業者である法人を代表する役員

2 第一種フロン類再生業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたときは、当該第一種フロン類再生業者に対する第五十条第一項の許可是、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第五十五条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一種フロン類再生業者の許可を受けたとき。

二 その者の第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理の方法が第五十一条第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第五十二条第一号イ、ロ、ニ又はヘのいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
(第一種フロン類再生業者名簿)
第五十六条 主務大臣は、第五十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載した第一種フロン類再生業者名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(主務省令への委任)

第五十七条 第五十条から前条までに定めるものほか、第一種フロン類再生業者の許可に関する必要な事項については、主務省令で定める。

(第一種フロン類再生業者の再生義務等)

第五十八条 第一種フロン類再生業者は、第一種フロン類充填回収業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従つて、フロン類の再生を行わなければならない。

2 第一種フロン類再生業者は、前項の規定によりフロン類の再生を行つた場合において、当該フロン類のうちに再生をされなかつたものがあるときは、フロン類破壊業者に対し、これを引き渡さなければならない。

3 第四十六条第二項の規定は、前項の規定による再生の手続について準用する。この場合において、同条第二項中「第一種フロン類充填回収業者」とあるのは、「第一種フロン類再生業者」と読み替えるものとする。

(再生証明書)
第五十九条 第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行つたときは、フロン類の再生を行つたことを証する書面(以下この条において「再生証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取つた第一種フロン類充填回収業者に当該再生証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種特定製品整備者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(再生証明書の交付)

第六十条 第一種フロン類再生業者は、主務省令をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

ればならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定による再生証明書の交付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

一 当該フロン類を第三十九条第一項ただし書の規定により回収した場合、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者

二 当該フロン類を第三十九条第五項の規定により第一種特定製品の整備の発注をした場合、当該第一種特定製品の整備の管理者

三 当該フロン類を第四十四条第一項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から引き取つた場合、当該第一種特定製品廃棄等実施者

で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

2 第一種フロン類再生業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第六十二条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者に対し、第五十八条第二項の規定によるフロン類の引渡しを確保するため必要があると認めるとときは、当該引渡しに関し必要な指導及び助言をすることができる。

第六十三条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種特定製品整備者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(勧告及び命令)

第六十四条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者が第五十八条第一項に規定するフロン類の再生に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、第一種フロン類再生業者(その

(再生量の記録等)

委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項及び第五項において同じ。)が第五十八条第三項において準用する第四十六条第二項に規定するフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

主務大臣は、第一種特定製品整備者、第一種

フロン類充填回収業者又は第一種フロン類再生業者が第五十九条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を

講すべき旨の勧告をすることができる。

三種の目は、正当な理由がなくて前条に規定する引渡しをしない第一種フロン類再生業者が

あるときは、当該第一種フロン類再生業者に對

し、期限を定めて、当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

主務大臣は、前各項の規定による勧告を受けた第一種特定製品整備者、第一種フロン類充壇回収業者又は第一種フロン類再生業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ

二〇〇

第四節 フロン類の破壊
第二十三條中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十八条の二第一項本文」を「第三十七条第一項本文の規定による一項本文」を「第三十九条第一項本文」フロン類の充填の委託、第三十九条第一項本文」に、「同条第三項、第十九条若しくは第二十一条第一項」を「同条第四項、第四十一条若しくは第四十二条第一項」に、「第十八条の二第四項若しくは

四十二条第一項に、「第十九条の二第一項」を「第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項」に、「第十九条の二第一項」を「第三十九条第五項若しくは第四十二条第一項」に改め、「当該」の下に「充填の委託」を加え、同条を第四十八条とする。

第二十二条の見出しを「(充填量及び回収量の記録等)」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「整備が行われる場合において」の下に「第一種特定製品に冷媒として充填した量及び」を加え、「充てんした」を「充填した」に、「第二十六条第二号ニに規定する」を「第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行ふ場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量」に改め、「再利用をした量」を削り、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「発注者」を「発注をした第一種特定製品の管理者」に改め、同条第三項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「整備が行われる場合において」の下に「第一種特定製品に冷媒として充填した量及び」を加え、「第二十六条第二号ニに規定する」を「第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行ふ場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量」に改め、「再利用をした量」を削り、同条を第四十七条とする。

第二十一条の見出しを「(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務)」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十八条の二第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に改め、「おいて」の下に「第三十七条第一項ただし書の規定により」を加え、

三十九条第五項若しくは第四十四条第一項」に改め、「同条第四項若しくは第二十条第一項」を「第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項」に改め、「ときは」の下に「第五十条第一項ただし書の規定により」を加え、「再利用(当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)」を「再生」に、「第二十六条第一号二に規定する」を「第一種フロン類再生業者又は」に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十条の二第一項及び第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者の引取義務」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十一条の見出しを「第一種フロン類充填回収業者の引取義務」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条を第四十二条に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条を第四十四条とする。

第十九条の三第一項中「として充てんされているを」「として充填されている」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同項第一号中「充てんされている」を「充填されている」に改め、同項第三号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条第二項中「として充てんされている」を「として充填されている」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に

改め、同項第二号中「充てんされている」を「充填する」とする。同項第四項中「充てんされたる」を「充填されたる」とする。
「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条第六項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条を第四十三条とする。
第十九条の二第一項中「発注しようとする者」を「行おうとする者」を「発注しようとする者」に改め、「第五十二条第一項」を「第一百条第一項第一号」に改め、同条を第四十二条とする。
第十九条中「行おうとする者」を「行おうとする者」を行おうとする者」に改め、「第一種特定製品の管理業者」を「第一種フロン類回収業者」に、「第一種特定製品整備業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「充てんされている」を「充填されている」に改め、同条を第四十一条とする。
第十八条の二第一項中「第一種特定製品の整備を行う者」(以下「第一種特定製品整備業者」という。)を「第一種特定製品整備業者」に、「充てんされている」を「充填されている」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「第一種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「第一種フロン類充填回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「充てんされている」を「充填されている」に改め、「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「充てんされている」を「充填されている」に改め、「おいて」の下に「第三十七条第一項本文の規定により」を加え、「充てんされなかつた」を「充填されたもの以外の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第一種フロン類回収業者(前項ただし書)」を「第一種フロン類充填回収業者(第一項ただし書)」に、「第二十二条、第二十二条第一項から第

官 報 (号 外)

三項まで、第二十三条、第二十四条第三項及び第四项並びに第
三十四条第二項を「第六項、次条第一項、第四十
六条、第四十七条第一項から第三項まで、第四十
八条、第四十九条第一項、第二項及び第五項から
第七項まで、第五十九条第一項及び第二項、第六
十条第二項、第六十二条第三項及び第五項、第六
十九条第一項及び第五項、第七十条第一項及び第
二項、第七十一条第二項、第七十三条第二項及び
第四項並びに第七十五条に、「前項本文」を「第一
項本文」に、「第二十条第二項」を「第四十四条第二
項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項
の次に次の一項を加える。

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定す
るフロン類の回収の委託に際しては、主務省令
で定めるところにより、当該第一種特定製品の
整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名
又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の
管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算
機と電気通信回線で接続されている入出力装置
置を使用しているかどうか及び当該入出力装置
を使用している場合にあつては当該情報処理セ
ンターの名称を当該第一種フロン類充填回収業
者に通知しなければならない。

第十八条の二に次の一項を加える。

6 第一種フロン類充填回収業者は、第一項本文
に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロ
ン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定に
よるフロン類の回収を行つたときは、フロン類
の回収を証する書面(以下この項及び次条第一
項において「回収証明書」という。)に主務省令で
定める事項を記載し、主務省令で定めるところ

6

整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回収証明書を交付しなければならない。第十八条の二を第三十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

三項まで、第二十三條、二十四條第三項から第

1

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)
第三十七条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品を充填する必要があるとき、

に次の二条を加える

1

の充填に關する基準に従つて行わなければなら
ない。

行うに当たつては、主務省令で定めるフロン類

以下この項並びに次項において準用する第三十九条第一項及び第三項において同じ。の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続される場合に限る。)において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第六項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。

2 第三十八条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。この場合において、同条第四項中「前二項」とあるのは、「第四十条第一項及び前二項」と読み替えるものとする。

第十八条中「第九条」を「第二十七条」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次

1

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)
第三十七条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品を充填する必要があるとき、

に次の二条を加える

1

の充填に關する基準に従つて行わなければなら
ない。

で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第七十六条第一項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合には当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

1

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)
第三十七条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品を充填する必要があるとき、

に次の二条を加える

1

の充填に關する基準に従つて行わなければなら
ない。

(電子情報処理組織の使用)
第三十八条 第一種フロン類充填回収業者(その
使用に係る入出力装置が情報処理センター(前
条第二項の規定によりその名称が通知された情
報処理センター)に限る。以下この項から第三項
までにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と
電気通信回線で接続されている者に限る。)は、
第一種特定製品にフロン類を充填する場合において、
主務省令で定めるところにより、当該第一
種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロ
ン類を充填した後主務省令で定める期間内に、
電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類
ごとに、充填した量その他の主務省令で定める
事項を情報処理センターに登録したときは、同
条第四項の規定にかかわらず、充填証明書を交
付することを要しない。

判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

官報(号外)

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聽いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとするべきことを命ずることができる。

第二節 指定製品の製造業者等が講すべき措置

(指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項)

第十二条 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、使用フロン類の環境影響度の低減に關し指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第三条第一項の指針に即し、かつ、当該指定製品のうち使用フロン類の環境影響度が最も小さいものの当該使用フロン類の環境影響度、

当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

一 指定製品の使用フロン類の環境影響度に関するものとし、これを告示するものとする。

二 前号に掲げる事項の表示の方法その他使用フロン類の環境影響度の表示に際して指定製品の製造業者等が遵守すべき事項

(表示に関する勧告及び命令)

第十五条 主務大臣は、指定製品の製造業者等がその製造等に係る指定製品の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限り、以下この条において同じ。)が製造等を行う

第十三条 主務大臣は、指定製品の製造業者等(その製造等に係る指定製品の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。)が製造等を行う。以下この条において同じ。)が製造等を行う

第十四条 主務大臣は、フロン類の使用の合理化

を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

二 指定製品の使用フロン類の環境影響度に関するものとし、これを告示するものとする。

三 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は改廃しようとするときは、環境大臣及び経済産業大臣の意見を聽かなければならぬ。

四 環境大臣及び経済産業大臣は、フロン類の排出の抑制のために特に必要があると認めるときは、前項の基準の変更に關し主務大臣に意見を述べることができる。

五 指定製品の表示に関する表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

六 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

七 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

八 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

九 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十一 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十二 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十三 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十四 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十五 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十六 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十七 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十八 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

十九 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十一 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十二 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十三 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十四 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十五 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十六 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十七 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十八 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

二十九 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

三十 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

三十一 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

三十二 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

三十三 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

三十四 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

三十五 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

三十六 指定製品の表示をしていないと認められたところに従つて、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

の適正化のために管理第一種特定製品(第一種特定製品の管理者がその使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。以下この節において同じ。)の使用等に際して取り組むべき措置に關して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

二 前項に規定する判断の基準となるべき事項

三 指定製品の表示に関する表示

四 指定製品の表示に関する表示

五 指定製品の表示に関する表示

六 指定製品の表示に関する表示

七 指定製品の表示に関する表示

八 指定製品の表示に関する表示

九 指定製品の表示に関する表示

十 指定製品の表示に関する表示

十一 指定製品の表示に関する表示

十二 指定製品の表示に関する表示

十三 指定製品の表示に関する表示

十四 指定製品の表示に関する表示

十五 指定製品の表示に関する表示

十六 指定製品の表示に関する表示

十七 指定製品の表示に関する表示

十八 指定製品の表示に関する表示

十九 指定製品の表示に関する表示

二十 指定製品の表示に関する表示

二十一 指定製品の表示に関する表示

二十二 指定製品の表示に関する表示

二十三 指定製品の表示に関する表示

二十四 指定製品の表示に関する表示

二十五 指定製品の表示に関する表示

二十六 指定製品の表示に関する表示

二十七 指定製品の表示に関する表示

二十八 指定製品の表示に関する表示

二十九 指定製品の表示に関する表示

三十 指定製品の表示に関する表示

三十一 指定製品の表示に関する表示

三十二 指定製品の表示に関する表示

三十三 指定製品の表示に関する表示

三十四 指定製品の表示に関する表示

三十五 指定製品の表示に関する表示

三十六 指定製品の表示に関する表示

<p>該第一種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第一種特定製品の使用等に関する必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができ</p> <p>る。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた第一種特定製品の管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときは、当該第一種特定製品の管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(フロン類算定漏えい量等の報告等)</p> <p>第十九条 第一種特定製品の管理者(フロン類算定漏えい量(第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。)が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣(以下この節及び第百条において「事業所管大臣」という。)に報告しなければならない。</p> <p>2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、</p>	
<p>3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣及び都道府県知事に通知するとともに、公表するものとする。</p> <p>4 事業所管大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があったときは、当該通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができる。</p> <p>(開示請求権)</p> <p>3 事業所管大臣は、第一項の規定による報告がみなしして、前項の規定を適用する。</p> <p>3 事業所管大臣は、第一項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>(報告事項の記録等)</p> <p>第二十条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第三項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。</p>	
<p>2 前項の請求(以下この項及び次条において「開示請求」という。)は、次の事項を明らかにして行わなければならぬ。</p> <p>一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項の規定するファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行なう第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。</p> <p>3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による開示請求をしたときには、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録された事項(以下この節において「ファイル記録事項」という。)のうち、事業所管大臣が所管する事業を行なう第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。</p> <p>2 事業所管大臣は、前項の規定による公表するものと定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項(以下この節において「ファイル記録事項」という。)のうち、事業所管大臣が所管する事業を行なう第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。</p> <p>3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による開示請求をした者に対し、ファイル記録された事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。</p> <p>2 事業所管大臣は、前項の規定による公表するものと定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項(以下この節において「ファイル記録事項」という。)のうち、事業所管大臣が所管する事業を行なう第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。</p> <p>3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項の規定するファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行なう第一種特定製品の管理者に係るものを当該事業所管大臣に、その管轄する都道府県の区域に所在する事業所に係るものを都道府県知事に、それぞれ通知するとともに公表するものとする。</p>	
<p>2 前二条の規定は、前項の規定による公表があつた場合に準用する。</p> <p>(技術的助言等)</p> <p>第五条 主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。</p> <p>2 第二十二条 主務大臣は、開示請求があつたときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。</p> <p>3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、第十九条第一項の規</p>	

(手数料)

第二十五条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(磁気ディスクによる報告等)

第二十六条 事業所管大臣は、第十九条第一項の規定による報告については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。)により行わせることができる。

2 主務大臣は、第二十一条第一項(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による請求又は第二十二条(第二十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による開示については、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

第二節 第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 一次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第一条 この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第五十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前ににおいても、

同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第四条 新法第七十六条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に

おいても、同条並びに新法第七十八条及び第七十九条第一項の規定の例により行うことができることとする。

(経過措置)

第四条 新法第十九条第一項(同条第一項の規定により適用する場合を含む。)の規定は、施行日

の属する年度の翌年度以降に行う同条第一項に規定する報告について適用する。

第五条 新法第三十七条、第三十九条第二項及び第六項、第五十九条、第六十条、第六十九条第二項、第七十条、第七十四条第二項並びに第七十五条の規定は、施行日前に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類につ

いては、適用しない。

2 新法第三十九条第四項、第四十六条第一項、第六十九条第五項及び第七十四条(第二項を除く。)の規定は、施行日以後に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類について適用し、施行日前に整備又は廃棄等に着手された第一種特定製品に係るフロン類について適用する。

3 本法の施行の際現にこの法律による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「旧法」という。)第九条第一項の登録を受けている者は、新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなす。

4 前項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者についての新法第三十条第一項の規定の適用については、その者が旧法第九条第一項の登録を受けた日を新法第二十七条第一項の登録を受けた日とみなす。

第五条 前条第一項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者がこの法律の施行前にした旧法第十七条第一項第一号又は第四号に該当する行為は、新法第三十五条第一項第一号又は第四号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第六条 前条第一項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者がこの法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)第一号又は第四号に該当する行為は、新法第三十五条第一項第一号又は第四号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第七条 前条第一項の規定により新法第二十七条第一項の登録を受けたものとみなされた者がこの法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)第一号又は第四号に該当する行為は、新法第三十五条第一項第一号又は第四号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め
る。

(検討)

第十一條 政府は、この法律の施行後五年を経過
した場合において、新法の施行の状況を勘案

し、必要があると認めるときは、新法の規定に
ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な
措置を講ずるものとする。

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三
十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百十九号を次のように改める。

百十九 第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の許可

許可件数	一件につき九万円
一件につき九万円	

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第五十条第一項(第一種フロン類再生業者の許可)の第一種フロン類再生業者の許可(更新の許可を除く。))

(二) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第五十条第一項(第一種フロン類再生業者の許可)のフロン類破壊業者の許可(更新の許可を除く。)

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八十七の項を次のように改める。

八十七 経済産業省又は環境省

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)による同法第五十条第一項の許可、同法第五十一条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の七の項を削り、同表の七の二の項とする。

別表第三の十二の項を次のように改める。

十二 都道府県知事

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の項を削り、同表の六の二の項を同表の六の項とする。

別表第五第十六号を次のように改める。

十六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第十四条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改める。

一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第十四条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改める。

一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するため、主務大臣等がフロン類又はフロン類使用製品の製造業者等及び第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項等を定めることとするとともに、フロン類の充填を業として行う者の登録制度及びフロン類の再生を業として行う者の許可制度を導入する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則第九条第二項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第三十八条」を「第八十六条」に改める。

別表第三十三条第三項を「フロン類法第六十九条第四項」に改める。

第二条第七項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類法」に改め、同条第十項中「フロン類回収破壊法第三十三条第三項」を「フロン類法第六十九条第四項」に改める。

第二十六条第一項中「フロン類回収破壊法第二十六条第二号」を「フロン類法第二条第十二项」に改める。

第四十五条第一項第一号及び第五十六条第一項第二号中「フロン類回収破壊法」を「フロン類法」に改める。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めるものとすること。

2 主務大臣は、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関する判断の基準となるべき事項を定め、公表するものとすること。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の一部を次のように改める。

3 主務大臣は、フロン類使用製品のうち政令で定める製品について、使用フロン類の環境影響度の低減に関して、その製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、公表するものとすること。

4 主務大臣は、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)の管理者が当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関して判断の基準となるべき事項を定め、公表するものとすること。また、フロン類算定漏えい量(製品の使用等に際して排出されるフロン類の量)が相当程度多い第一種特定製品の管理者は、毎年度、フロン類算定漏えい量等を事業所管大臣に報告しなければならないものとし、事業所管大臣は、当該報告事項について環境大臣等に通知し、環境大臣等は、通知された事項を集計し、その結果を公表するものとすること。

5 第一種特定製品についてフロン類の充填及び回収を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないものとすること。また、登録を受けた第一種フロン類充填業者は、フロン類の充填又は回収を行ったときは、整備を発注した第一種特定製品の管理者にフロン類の充填又は回収を証する書面を交付しなければならないものとすること。

6 第一種特定製品のフロン類の再生を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならぬものとすること。また、許可を受けた第

官報 (号外)

一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、第一種フロン類充填回収業者にフロン類の再生を行つたことを証する書面

〔別紙〕

(小字は修正)

行つたときは、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を破壊したときは、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を破壊したことを証する書面を交付しなければならないものとすること。

附 則

第十一條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況〇(新法第九十八条のフロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び持続可能なフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 フロン類の回収状況をより正確に把握するため、フロン類の種類別、用途別の生産量、出荷量等の必要となる情報、その算定方法などについて検討を加え、必要に応じその見直しを行うこと。

六 フロン類の生産抑制、排出抑制に向け、関係者の回収インセンティブの向上への効果、負担の公平性及び必要とされる行政コスト等を総合的に勘案しつつ、経済的手法の在り方について検討を進めること。

七 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収が確実に行われるよう、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者、設備工事業者、建物解体業者、フロン類回収業者、整備事業者等の各主体に対し、関係各省及び地方自治体との連携のもと、法制度の理解の浸透・周知徹底を図り、適切な指導、助言等を行うとともに、業務用冷凍空調機器の製造事業者等の関係者による産業界の自立的な取組の促進を支援すること。

八

フロン類の確実な排出削減のため、冷凍空調機器、断熱材、ダストプロワー等のあらゆる分野においてノンフロン化のための技術開発及び普及並びに新冷媒に対応した人材の育成・啓発の購入を促進すること。

二 代替フロン等三ガスの長期的な廃絶に向けて、削減、回収及び破壊についての段階的削減に向けた対策を講ずること。

二 議案の修正議決理由

二 計算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

本案は、フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するための措置として妥当なものと認められるが、政府が新法の規定についての検討を加えるに当たつて勘案すべき事項として、新法の施行の状況に加え、新法第九十八条のフロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び持続可能なフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔別紙〕

二 実施の確保等に関する法律の一部を改正す

二 本法に対する附帯決議

二 政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい

二 て適切な措置を講すべきである。

二 一 フロン類の排出抑制の推進に当たつては、代替フロン等三ガスの排出を長期的にはほぼ廃絶することが望ましいとの展望に立ち、フロン類を使用しない技術への転換等による発生抑制、フロン類の回収が見込めない製品等のノンフロン化の促進等の措置及びフロン類使用製品を使用する場合の漏えい防止・回収破壊の徹底等を基本とした上で本法の適切な施行に取り組むこと。

二 二 代替フロン等三ガスの長期的な廃絶に向けて、削減、回収及び破壊についての段階的削

二 三 ダストプロワー等すでに代替物質がありフロン類を使用する必要がない用途については、本法の施行を通じてフロン類の使用を期限を定め

算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

右報告する。

平成二十五年五月十日

環境委員長 吉野 正芳

衆議院議長 伊吹 文明殿